

この春、お子様が  
就職されるのでは？

被扶養者(異動)届をお忘れなく

Know!

被扶養者の方で次のような項目のいずれかに当てはまり、被保険者との生計維持関係がなくなったときは、被扶養者からは必ず手続きが必要です。健保組合へ「健康保険被扶養者(異動)届」に被扶養者でなくなる方の保険証を添付して異動があった日から5日以内に提出してください。

こんなときは被扶養者でなくなります

- 子どもが就職した
- 子どもが結婚してその配偶者の被扶養者になった
- 給与、年金、不動産所得などの収入で、年間収入が130万円を超えた(60歳以上または障害がある場合は180万円)
- 亡くなった
- 75歳になった

詳しくはHPへ  
HOME >>  
各種申請・申込 >>  
家族の加入について



保険証の返納を忘れていませんか？

IBM 健保組合の加入者でなくなったら、保険証は返納しなければなりません。加入者の資格がなくなったにもかかわらず保険証を使用した場合は資格喪失後の不正使用にあたり、健保組合が医療機関等に支払った保険給付費は後日請求されますので、ご注意ください。

会社を退職したとき、再就職で他の健康保険に移ったとき、75歳に達したとき(後期高齢者医療制度に移ります)には、すみやかに保険証を返納してください。

※任意継続被保険者、特例退職被保険者になるには別途手続きが必要となります。

特例退職被保険者、任意継続被保険者のみなさまへ

(公告 508 号 公告責任者/藤倉貴克)

3月初旬 2015年度の保険料納入通知書を発行します

\* 特例退職被保険者で毎月払いの方は除きます(毎月払いの方は、3月27日から新保険料での引落としとなります)。

\* 納付方法に応じた **毎月払い(任意継続被保険者のみ)** **1年分前納** **6カ月分前納** の通知書を一括でお送りします。

● 2015年度の保険料

任意継続被保険者については、標準報酬月額(上限額)が引き上げられます。

特例退職被保険者

2015年3月から	
標準報酬月額	340,000円
健康保険料	27,200円
介護保険料	3,400円
合計	30,600円

\* 65歳以上の方の介護保険料は、健保組合では徴収していません。

特例退職被保険者の標準報酬月額

前年9月30日における全被保険者(特例退職被保険者を除く)の平均標準報酬月額

+

前年の全被保険者の標準報酬賞与平均額の1/12

× 1/2

任意継続被保険者

2015年3月から	
標準報酬月額(上限額)	530,000円
健康保険料	42,400円
介護保険料	5,300円
合計	47,700円

\* 40歳未満の方は介護保険料の徴収はありません。

任意継続被保険者の標準報酬月額

退職時の標準報酬月額

or

前年9月30日現在の当健保組合の全被保険者の標準報酬月額の平均額の、いずれか低いほうの額

★ 編集後記 ★

今号では、理事長年頭メッセージ、みなさまの声を集計した「アンケート結果」、そして2015年度からスタートする「データヘルス計画」等についてお知らせしました。今後も、みなさまの健康生活の糧となるよう情報提供を行ってまいります。なお来年度から、被扶養者登録のない現役社員のみなさまは「利用者ガイド」および「My Health」の配付対象外とさせていただきます。

●「My Health」へのご意見・お問い合わせは、当健保組合ホームページの「Webでのお問い合わせ」まで